

第1章

基本的な考え方

1 東京都教育ビジョン（第3次）策定の経緯

- 東京都教育委員会は、平成16年4月に、21世紀を担う子供たちを育成するという目標の下、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」^(※1)を策定した。さらに、平成20年5月に、平成24年度までの5年間に取り組む重点施策等を示した「東京都教育ビジョン（第2次）」^(※2)を策定し、これまで着実に教育改革を推進してきた。
- 東京都は、日本の再生と東京の更なる進化を目指して、平成23年12月、新たな長期ビジョンとして「2020年の東京」を策定した。これは、平成32（2020）年の東京が目指す姿とそれに向けた政策展開を明らかにし、東日本大震災を乗り越え発展を続け、日本を牽引していく都政運営の道筋を示したものである。その中の目標の一つとして、「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」ことを掲げ、その実現のために「子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」政策展開を図っていくことなどを示した。
- 国においては、平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等、東京都教育委員会の教育目標と同様の内容が、新たに規定された。平成20年3月、平成21年3月、この教育基本法改正を踏まえ、学習指導要領の改訂が行われた。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としている。この新たな学習指導要領は、平成25年度の高等学校における実施によって全校種で実施される。
- こうした中、東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン（第3次）」（以下「本ビジョン」という。）を策定することとした。本ビジョンは、「2020年の東京」の基本的な考え方や、これまでの「東京都教育ビジョン」及び「東京都教育ビジョン（第2次）」の成果等を踏まえ、平成29年度までの5年間を中心に、今後中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものである。

^(※1) 「東京都教育ビジョン」では、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の年齢段階別に、東京都における今後の取組を12の方向とそれに基づく33の提言としてまとめている。

^(※2) 「東京都教育ビジョン（第2次）」では、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」と「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことを挙げ、取組の方向と主要施策をまとめた。